

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清水町は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県駿東郡清水町長

公表日

令和7年12月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法等の規定により、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。
③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 総合窓口システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム) サービス検索・電子申請機能 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第100項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第9号)第二条 131、132の項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第9号)第二条 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉介護課
②所属長の役職名	福祉介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	清水町総務課庶務係(静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1 055-981-8230)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	清水町総務課庶務係(静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1 055-981-8230)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	定期的に、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修を実施し、個人情報の取り扱いには十分に注意している。		
9. 監査			
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	情報担当課により、ユーザーのアクセス権限が管理されている。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月15日	評価実施期間における担当部署	①部署 保険課	①部署 長寿介護課	事後	変更後速やかに提出
令和2年10月15日	評価実施期間における担当部署	②所属長 久保田 光一	②所属長 杉山 進	事後	変更後速やかに提出
令和2年10月15日	評価実施期間における担当部署	②所属長 杉山 進	②所属長 藤曲 博子	事後	変更後速やかに提出
令和2年10月15日	評価実施期間における担当部署	②所属長 藤曲 博子	②所属長 小松 義和	事後	変更後速やかに提出
令和2年11月18日	評価実施期間における担当部署	①部署 長寿介護課	①部署 福祉介護課	事後	変更後速やかに提出
令和2年11月18日	評価実施期間における担当部署	②所属長 小松 義和	②所属長 福祉介護課長	事後	変更後速やかに提出
令和2年7月15日	II-1 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	評価の再実施
令和2年7月15日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	評価の再実施
令和2年7月15日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	評価の再実施
令和2年11月5日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報照会と提供を行う。 申請・届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。	事前	
令和2年11月5日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称		伝送通信ソフト サービス検索・電子申請機能	事前	
令和2年11月5日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	照会：番号法第19条7号、別表第二の第93、94項 提供：番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56、92、98、91、92、90、97、90、94、95、97、109、117、120項	照会：番号法第19条8号、別表第二の第93、94項 提供：番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56、92、98、91、92、90、97、90、94、95、97、109、117、120項	事後	変更後速やかに提出
令和2年11月5日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	評価の再実施
令和2年11月5日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	評価の再実施
令和2年12月15日	1 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 総合案内システム 中間サーバーソフトウェア 伝送通信ソフト サービス検索・電子申請機能	介護保険システム 特別徴収管理システム 総合案内システム 総合案内システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が介護保険審査支払システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム) サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年12月15日	1 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第88の項	番号法第9条第1項、別表第100項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成20年内閣府・総務省令第5号)第50条	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年12月15日	1 関連情報 2. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	照会：番号法第19条8号、別表第二の第93、94項 提供：番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56、92、98、91、92、90、97、90、94、95、97、109、117、120項	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第9号)第二条、131、132の項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第9号)第二条、2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、116、125、128、132、144、161の項	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年12月15日	II 大きい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和7年9月28日 時点	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年12月15日	II 大きい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和7年9月28日 時点	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年12月15日	IV リスク対策 9. 人手を介在させる作業	(項目なし)	十分である ■判断の根拠 定期的に、特定個人情報を取り扱う情報システムの運用に関する事務に係る職員への研修を実施し、個人情報の取り扱いには十分に注意している。	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年12月15日	IV リスク対策 9. 監査	○内部監査	○自己点検 ○内部監査	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年12月15日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	(項目なし)	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年12月15日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	(項目なし)	十分である	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年12月15日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	(項目なし)	情報担当課により、ユーザーのアクセス権限が管理されている。	事前	システム標準化に伴う再評価